

国別障害関連情報 エクアドル共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和 3 年 2 月
(2021 年 2 月)

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。
本調査の内容は 2020 年 11 月から 2021 年 2 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

エクアドル共和国

目次

1. 基礎指標	1
1－1. 基礎指標	1
1－2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	7
2－1. 障害関連行政制度.....	7
2－2. 障害関連法律の詳細.....	10
2－3. CRPD 批准による対応状況	12
2－4. 障害関連施策の状況.....	13
2－5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発（CBR/CBID）の状況	22
2－6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	22
2－7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	23
3. 障害関連団体の活動概況.....	25
3－1. 障害当事者団体の活動概要.....	25
3－2. 障害者支援団体の活動概要.....	26
4. 参考資料	28

図表目次

表 1 年代別の障害者割合	4
表 2 障害関連担当機関	8
表 3 社会保険機構に加入する障害者の就労状況	17
図 1 障害者の年齢別割合（2021）	4
図 2 障害種別の障害者割合（2021）	5
図 3 障害種別の年金・各種手当受給者割合（2021）	5
図 4 障害種別の就学児童・生徒割合（2021）	6
図 5 学校種別の就学児童・生徒割合（2021）	6
図 6 CONADIS と関連機関との関係図（2021）	7

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CONADIS	Consejo Nacional para la Igualdad de Discapacidades	国家障害平等審議会
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
RND	Registro Nacional de Discapacidades	国家障害登録
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

1人当たり GDP	6,183.82 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	8.14 %	2018 年
教育（対 GDP 比）	5.00 %	2015 年
社会福祉（対 GDP 比）	1.43 %	2019 年

人口

総人口	17,373,660 人	2019 年
男性人口比率	50.02 %	
女性人口比率	49.98 %	
都市人口比率	63.99 %	
農村人口比率	36.01 %	
出生時平均余命（全体）	77 歳	2018 年
男性	74 歳	
女性	80 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	9 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	7 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	15 年	2019 年
成人識字率（全体）	93 %	2017 年
男性	94 %	
女性	92 %	

¹ 世界銀行 <https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2021-01-04）に基づく。

就学率		
初等教育 ² （総就学率）		2018 年
全体	103 %	
男子	102 %	
女子	104 %	
中等教育 ³ （総就学率）		2018 年
全体	101 %	
男子	100 %	
女子	103 %	
高等教育 ⁴ （総就学率）		2015 年
全体	45 %	
男子	42 %	
女子	48 %	

雇用

失業率（全体）	4.2 %	2020 年
男性	3.5 %	
女性	5.2 %	

1－2. 障害に関する指標

1－2－1. 障害の定義⁵

エクアドル共和国（以下、「エクアドル」）政府が国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の障害者権利委員会に 2011 年に提出した政府報告書（以下、「政府報告」）には、1992 年制定の障害者法（Ley de Discapacidades。法令第 180 号）第 3 条の定義を、政府報告における障害者の定義として引用する旨が記されている。すなわち「障害者とは先天性、後天性に関わらず、永続的な身体的、精神的、感覚的な欠陥⁶が一つ以上あり、日常の機能や活動の中で、通常と考えられる範囲のうちの少なくとも 30%はその機能が制限されている人」とされている。

その後、エクアドル政府は 2018 年に障害者権利委員会へ第 2・第 3 連結定期報告（以下、「定期報告」）を提出しており、その中で、2012 年に障害基本法（Ley Orgánica de Discapacidades）⁷が制定されたことが記されている。同法の第 6 条で障害者の定義を、「障害

² 初等教育 7 年（5～11 歳）

³ 中等教育 3 年（12～14 歳）

⁴ 高等教育 3 年（15～17 歳）

⁵ 政府報告、第 2・第 3 連結定期報告を基に記載。

⁶ 原文（西語）では *deficiencia*（英語 *deficiency*）と記載されている。

⁷ 定期報告には 2014 年制定と記載されているが、正確な制定年は 2012 年である。

https://www.consejodiscapacidades.gob.ec/wp-content/uploads/downloads/2014/02/ley_organica_discapacidades.pdf（参照 2021-01-04）、https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=es&p_isn=91447（参照 2021-01-04）

者は、それが生じた原因に関わらず、永続的に、一つ以上の身体的、精神的、感覚的な欠陥があり、法令が定めた割合で、日常生活の基本的な活動を行う際に、生物学的、心理的、社会的な能力が制限されている人」と定めている。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

政府報告及び定期報告によれば、エクアドルでは障害に関連する統計として、国家統計国勢調査機構（Instituto Nacional de Estadística y Censos）が実施する国勢調査と、国家障害平等審議会（Consejo Nacional para la Igualdad de Discapacidades。以下、「CONADIS」）が保健省（Ministerio de Salud Pública）と協力して実施する国家障害登録（Registro Nacional de Discapacidades。以下、「RND」）の二つがある。

最新の国勢調査は2020年11月に実施された⁸が、2021年1月時点、その結果は公表されていない。また、前回の国勢調査は2010年である。

RNDは、障害の種類（身体、視覚、聴覚、知的、精神の5分類）、障害の程度、所在地、年齢層、性別で分類した障害者に関する統計をウェブサイト⁹で公開しており、1カ月ごとにデータの更新を行っている。RNDのデータによれば、全国民に対する障害者の割合は2.69%である（2020年12月時点）。

一方、保健省が2019年に公表した「障害分類マニュアル」¹⁰では、障害を国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health）に沿って検査し、7種類（聴覚、言語、身体、知的、重複、精神、視覚）に分類することとしている。また、障害の程度を、①障害なし（Ninguna discapacidad。障害率0～4%）、②軽度障害（Discapacidad leve。障害率5～24%）、③中度障害（Discapacidad moderada。障害率25～49%）、④準重度障害（Discapacidad grave。障害率50～74%）、⑤重度障害（Discapacidad muy grave。障害率75～95%）、⑥最重度障害（Discapacidad Completo。障害率96～100%）の6段階に分けている。

1-2-3. その他統計

以下の統計については、最新情報が入手可能なRNDの統計データを採用した¹¹。

障害者数（全体） ¹²	475,166 人	全人口の 2.69%	2021 年
男性	266,826 人		
女性	208,315 人		
LGBTI ¹³	25 人		

⁸ <https://censo2020ec.com/>（参照 2021-01-04）。コロナ禍の影響による調査の遅延等に関する情報は確認できなかった。

⁹ <https://www.consejodiscapacidades.gob.ec/estadisticas-de-discapacidad/>（参照 2021-01-04）

¹⁰ https://www.salud.gob.ec/wp-content/uploads/downloads/2018/12/Manual_Calificaci%C3%B3n-de_Discapacidad_2018.pdf（参照 2021-01-04）、<https://www.ferrere.com/es/novedades/ecuador-el-ministerio-de-salud-publica-emite-el-manual-de-calificacion-de-la-discapacidad/>（参照 2021-01-04）

¹¹ 本項に掲載した統計はすべて2021年1月19日参照時点のデータに基づく。

¹² RND ウェブサイト <https://www.consejodiscapacidades.gob.ec/estadisticas-de-discapacidad/>（参照 2021-01-19）

¹³ Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシャル）、Transgender/Transsexual（トランスジェンダーまたはトランスセクシャル）及び Intersexed（インターセックス）の頭文字をとったもの。

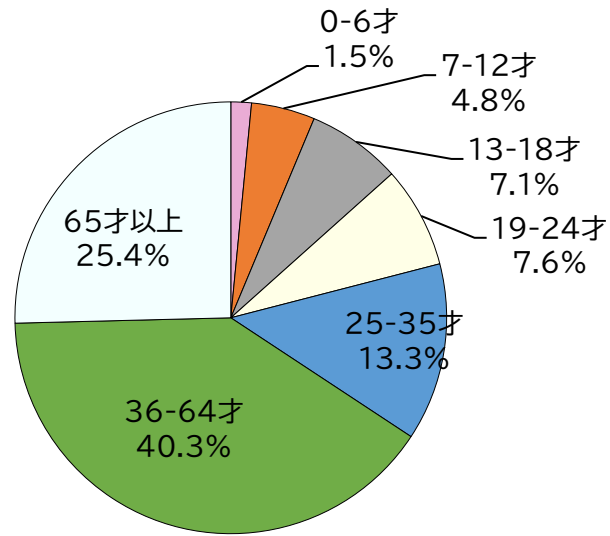
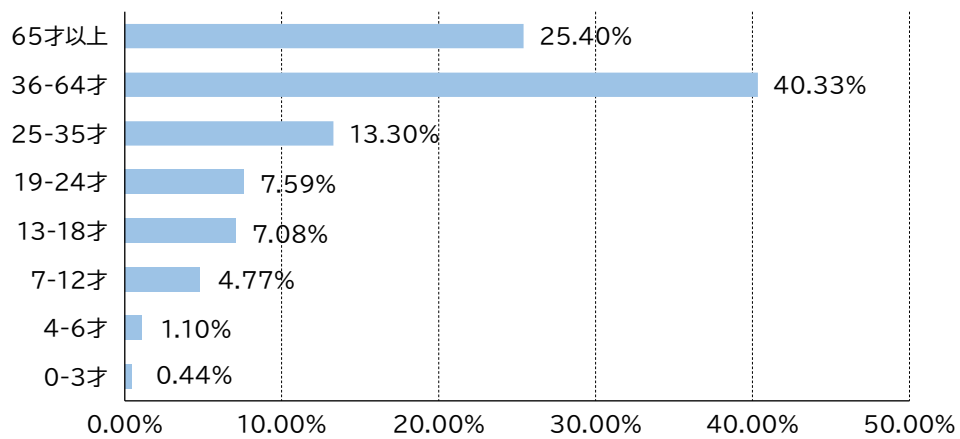


図1 障害者の年齢別割合（2021）

出所：RND ウェブサイトを基に調査チームが作成

表1 年代別の障害者割合



出所：RND ウェブサイトを基に調査チームが作成

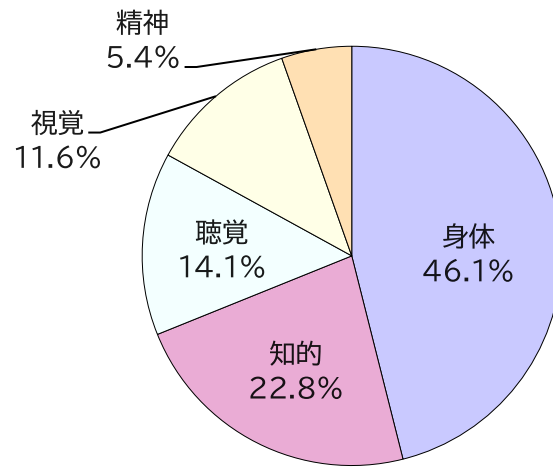


図 2 障害種別の障害者割合（2021）

出所：RND ウェブサイトを基に調査チームが作成

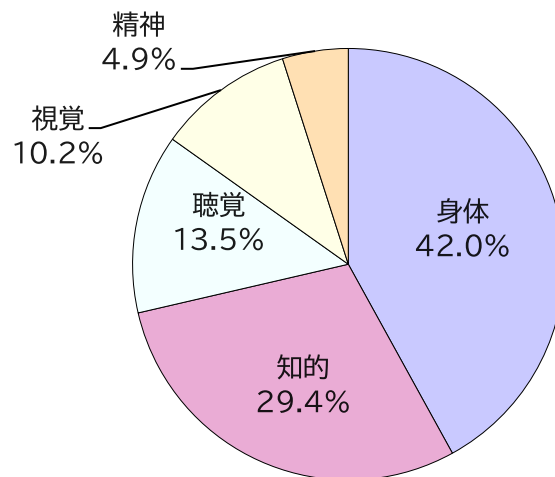


図 3 障害種別の年金・各種手当受給者割合（2021）

出所：RND ウェブサイトを基に調査チームが作成

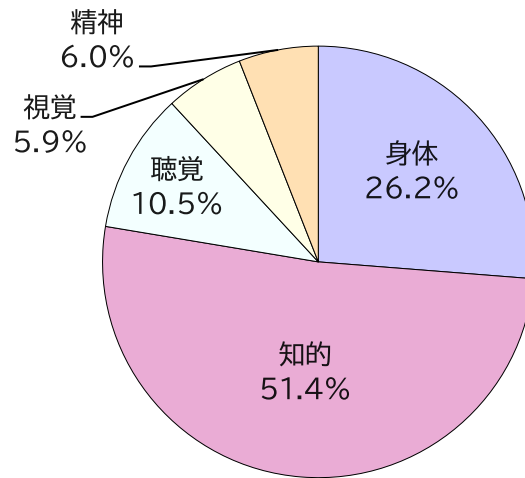


図 4 障害種別の就学児童・生徒割合（2021）

出所：RND ウェブサイトを基に調査チームが作成

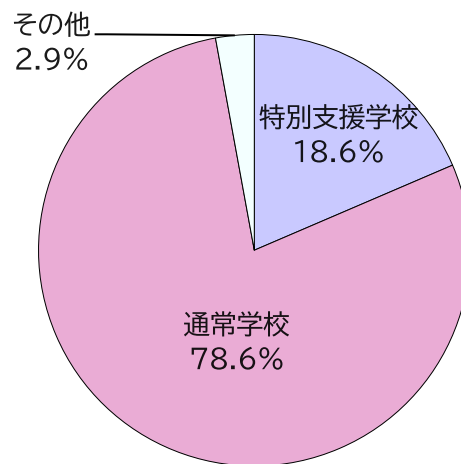


図 5 学校種別の就学児童・生徒割合（2021）

出所：RND ウェブサイトを基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】¹⁴

エクアドルでは障害者法（1992）により、多省庁間で障害者の権利に取り組むことを目的とした独立監督機関として、国家障害審議会（Consejo Nacional de Discapacidades）が設立された。この審議会は、障害に関する各種政策を策定し、官民双方の活動を調整するとともに、障害に関する調査の推進を担当する機関であった。その後、2012 年の障害基本法の制定、また 2014 年の国家平等審議会基本法（Ley Orgánica de los Consejos Nacionales para la Igualdad）の制定に基づき、従来の国家障害審議会は CONADIS として再編された。CONADIS は、憲法が定める人権を保障し、障害者への機会均等を促進することを目的とした機関として、障害者政策の策定と分権化、省庁（保健省、経済社会包摂省、労働省、都市開発・住居省、産業・生産性省、電信省など）を中心とするさまざまな関連機関の参加の促進と調整を通じた公的分野における障害の主流化、各種の監視、評価の役割を担っている。さらに、障害に関する国家計画である「障害平等のための国家アジェンダ」（Agenda Nacional para la Igualdad de Discapacidades）の実施機関としての責務を負っている。

上述の国家平等審議会基本法は、平等のテーマに係る 5 つの審議会を設置しており、CONADIS のほかに、ジェンダー平等審議会、国民と国籍の平等審議会、世代間平等審議会、人的移動の平等審議会が存在する。いずれの審議会も公募を通じて選出した、市民団体の代表者 5 名と国家組織の代表者 5 名を含めることが定められている。CONADIS の場合は、障害者 5 名（身体、知的、視覚、聴覚、精神の各障害種別から 1 名）が、市民団体代表者として選出される。

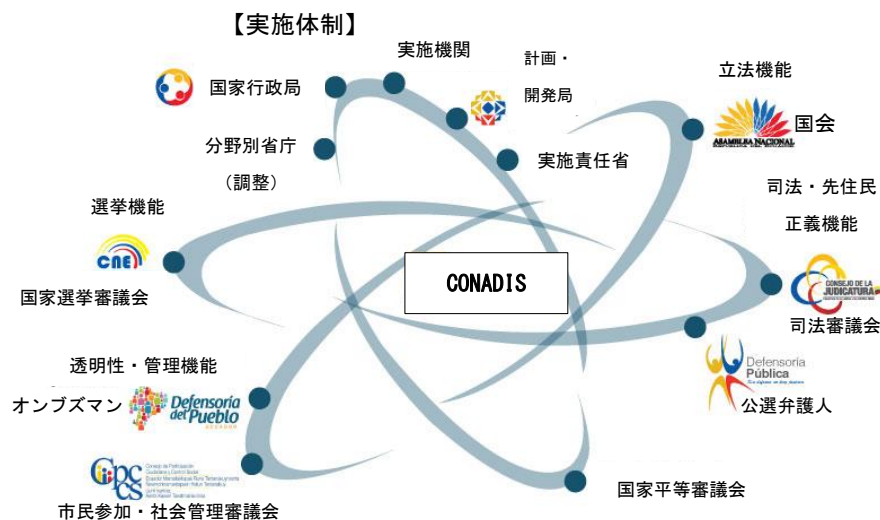


図 6 CONADIS と関連機関との関係図（2021）

出所：CONADIS のウェブサイト¹⁵を基に調査チームが翻訳

¹⁴ 政府報告、定期報告を基に記載。

¹⁵ <https://www.consejodiscapacidades.gob.ec/relacionamiento-institucional/#>（参照 2021-01-04）

障害関連担当機関

表 2 障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	保健省・障害局 ¹⁶ (Dirección Nacional de Discapacidades, Ministerio de Salud Pública)	障害認定を担う機関。障害者率を減少させるため予防を強化し、障害者へのケアを保障し、生活の質・自立の向上を目指す。
2	教育省 ¹⁷ (Ministerio de Educación)	障害の有無に関わらず特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応するための教育制度の調整を行い、インクルーシブ教育を推進する。
3	労働省 ¹⁸ (Ministerio del Trabajo)	労働法が定める労働に関する義務の遂行を推進し、何らかの障害のある労働者の権利を保障するため、労働調査局や地方労働局を通じて全国で監査を行う。また、法定雇用率に基づいた、企業における障害者の労働包摂を目指す。
4	経済社会包摂省 (Ministerio de Inclusión Económica y Social) ¹⁹	貧困または極度の貧困状態にある障害者とその家族の能力強化、地域社会への参加を通じて、彼/彼女らの社会包摂の推進を目指す。 経済社会包摂省が直接運営しているセンターや協力機関において、3つの支援形態（障害者の包括的開発デイセンター（Centros Diurnos de Desarrollo Integral para personas con Discapacidad）、障害者入所施設、家庭とコミュニティでのケア）を通じて、全国レベルで貧困または極度の貧困状態にある障害者に支援を提供している。障害者に提供されるケアは無料である。

出所：各省のウェブサイトを基に調査チームが作成

¹⁶ <https://www.salud.gob.ec/direccion-nacional-de-discapacidades/>,

http://instituciones.msp.gob.ec/somossalud/images/DIRCCION_NACIONAL_DE_DISCAPACIDADES.pdf（参照 2021-01-04）

¹⁷ 教育省のウェブサイトへアクセス不可のため（2021年1月4日時点）、政府報告、定期報告の内容を基に概要をまとめた。

¹⁸ <http://www.trabajo.gob.ec/insercion-de-personas-con-discapacidades/>（参照 2021-01-05）

¹⁹ <https://www.inclusion.gob.ec/servicios-mies-para-personas-con-discapacidad/>（参照 2021-01-05）

国内調整委員会設置状況²⁰

委員会名称	国家障害平等審議会（CONADIS）
委員会メンバー	市民団体から障害者の代表者 5 名（身体、知的、視覚、聴覚、精神の障害種別から各 1 名）、国の分野別組織の代表者 5 名（行政、司法、立法、選挙、透明性・ガバナンス）
役割と実施状況	CONADIS は国内の障害種別の団体等と直接的な関係を継続的に保ち、CONADIS の活動の調整を行う。 障害関連団体の参加を強化するために、国内の障害者団体（Disabled People's Organization。以下、「DPO」）／障害者支援団体による 5 つの連盟に対し、首都キト市に事務所を提供している。しかしながら、精神障害者の団体はこの中に加えられていないため、代表となりうる団体の設立が急がれている。

委員会名称	障害者の介助者委員会（Comités de Personas Cuidadoras de personas con discapacidad）
委員会メンバー	経済社会包摂省、障害者ケアに携わる全国の介助者
役割と実施状況	経済社会包摂省が管轄する委員会。エクアドル憲法第 49 条の「障害者のケアに携わる介助者はその介助の質の向上のため、定期的な研修を受けること」という定めに基づき、経済社会包摂省は 2014 年からホアキン・ガジェゴス・ララ給付金²¹を受けている介助者に対する定期研修を実施している。 研修では“介助者ガイド”と呼ばれる、障害者の権利、尊厳、介助内容、移動、衛生、栄養、性とリプロダクティブヘルスなど 7 モジュールで構成された教材を使用する。 この委員会の下に小委員会として、ホアキン・ガジェゴス・ララ給付金受給者の介助者委員会（Comités de Personas Cuidadoras de Bono Joaquín Gallegos Lara）と介助者サービス委員会（Comités de Personas Cuidadoras de Servicios）が設けられている。前者は全国 528 委員会に、1 万 6,943 名が所属、後者は全国 1,139 委員会に 3 万 4,450 名が所属している。

²⁰ 定期報告を基に記載。

²¹ 社会経済包摂省の事業であり、社会経済的に厳しい状況にあり日常生活を送るうえで介助が必要な重度障害者の生活の質の改善を目的とした給付金。

【地方政府行政】

CONADIS は DPO 及び障害者支援団体による全国レベルの連盟組織と、直接的な関係性を維持し、各連盟の活動との連携体制を築いている。国レベルだけでなく、地方レベルでもさまざまな障害者関連団体や協会など緊密な連携を図っている。

2-2. 障害関連法律の詳細²²

エクアドル憲法第 47 条から 49 条には、障害者の医療やリハビリテーションを受ける権利、税金の免除や教育、機会均等の権利とともに、政府として行うべき対策などが明記されている²³。これに基づき、2008 年の CRPD 批准後にさまざまな国内法の整備が進められている。障害者の権利等に関連する主な法律は、年代の新しいものから順に以下のとおりである。

法律名	国家平等審議会基本法 ²⁴ (Ley Orgánica de los Consejos Nacionales para la Igualdad)
施行年	2014 年
概要	平等のための国家審議会の制度的・規制的枠組みを確立し、その目的、性質、原則、構成、機能を憲法に基づいて規定する。 障害平等審議会のほか、ジェンダー平等審議会、国民と国籍の平等審議会、世代間平等審議会、人的移動の平等審議会が設置されている。

法律名	障害基本法 ²⁵ (Ley Orgánica de Discapacidades) とその関連法令
施行年	2012 年
概要	障害の予防、早期発見、ハビリテーション、リハビリテーションを保障し、憲法、国際条約、関連法に基づいて制定された障害者の権利を完全な形で有効化し、普及、行使することの保障を目的としている。 第 2 章第 5 節では、障害者の就労権を確立するために、就労と研修について言及している。特に、労働政策、労働包摂のための控除、職業選択メカニズム、雇用の安定性、治療とリハビリテーションの権利、監視と管理、研修などの制度を定めている。

²² 政府報告、定期報告より収集・編集。

²³ <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/es/ec/ec030es.pdf> (参照 2021-01-05)

²⁴ <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/98211/116788/F-77326925/ECU98211.pdf> (参照 2021-01-05)

²⁵ https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=es&p_isn=91447 (参照 2021-01-05)

法律名	労働法（Código del Trabajo）
施行年	2005 年
概要	同法の第 42 条 33 項は、官民間問わず、従業員が 25 人以上いる企業の雇用主は、障害者の能力、身体的条件、個人の適正を考慮し、ジェンダー及び障害者の多様性の原則を遵守し、少なくとも 1 名は障害者を正社員として雇用しなくてはならないとしている。2009 年以降、障害者の法定雇用率 4%を義務付けている。

その他にも障害者に関する規則として以下が定められている。

2017 年 就労環境における差別の根絶に関する規則（省令第 82 号）

2017 年 職場介助者（Sustitutos²⁶）等の登録と管理を通じた障害者の労働包摂の保障に関する規則（省令第 108 号）

2013 年 通常学校あるいは特別支援学校における特別な教育的ニーズのある児童・生徒の対応に関する規則（省令第 295 号）

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	人の移動に関する基本法（Ley Orgánica de Movilidad Humana）とその関連法令
施行年	2017 年
概要	障害者からの難民申請は優先的に審査すると定められている。

法律名	通信基本法（Ley Orgánica de Comunicación）
施行年	2013 年
概要	障害者の包摂を可能とするため、あらゆる形態の視覚、聴覚、感覚的な情報伝達手段のアクセスと利用を確保するために、憲法上、法律上ならびに技術的な制度を用いる必要性が定められている。 第 37 条では、障害者のコミュニケーションに関するアクセスとその権利の行使の保障について規定されており、ソーシャルメディアや公的・民間組織は段階的に、①字幕の使用、②テレビ画面等でのエクアドル式手話通訳枠の導入、③点字、④その他活用可能な手法を段階的に発展させることとされている。

²⁶ 障害基本法第 48 条では、重度障害者の責任及び／または保護を担う、四親等以内の直系家族、二親等以内の親族、配偶者、法定代理人を、同障害者が労働する際に必要な支援を提供する協働者として定め、同障害者の労働の一部を担うことを認めている。本報告書ではこの協働者を指して「職場介助者」（Sustituto）と呼ぶこととする。

<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/91447/106051/F1820527826/ECU91447.pdf>（参照 2021-01-05）

【障害者政策】

政策名	障害平等のための国家アジェンダ（Agenda Nacional para la Igualdad de Discapacidades） ²⁷
施行年	2013 年以降、5 年ごとに改訂
概要	公的・民間機関における障害者の機会均等及び障害の予防の推進と主流化を目的としており、アジェンダに沿って、障害インクルーシブな国家となるために必要な取り組みや方針を決定する。 同アジェンダ 2017-2020 年版には、以降 4 年間の国家障害計画（Plan Nacional de Discapacidades）が含まれている。同計画では各種政策を持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」）と国家開発計画 2017-2021 に連動させており、障害者のニーズに応え、生活の質を高めることができるよう、12 の政策の柱と、79 の戦略、109 の指標、以降 4 年間の達成目標を定めている。また、全国の障害関連の公的・民間機関の取り組みの方向性を示している。

政策名	国家開発計画 2017-2021（Plan Nacional de Desarrollo 2017-2021） ²⁸
施行年	2017 年
概要	4 年ごとに各政権が策定する、国の開発計画。計画全体にわたる横断的テーマとして、また、各種支援プログラムや政策等の対象者として障害者を含めている。

2-3. CRPD 批准による対応状況

エクアドル政府は 2008 年 4 月 3 日に CRPD 及び選択議定書を批准した。政府報告を 2011 年 9 月 8 日に障害者権利委員会に提出し、受理されている。同委員会からは 2014 年 4 月 17 日に質問事項が提示され、エクアドル政府は 2014 年 7 月 21 日に回答書を提出した。市民団体からのパラレルレポートは 2014 年に 2 団体²⁹から 2 報告が提出されている。そして 2014 年 10 月 3 日に同委員会より総括所見が発出された。2018 年 9 月 7 日にエクアドル政府は第 2・第 3 連結定期報告を同委員会に提出し、受理されている。2019 年 9 月 24 日には、同委員会による第 2・第 3 連結定期報告についての総括所見が発出されている。次回の定期報告の提出予定は 2026 年 3 月 5 日である。

定期報告への総括所見（2019）では、2017 年に施行された人の移動に関する基本法とその関連法令で、障害者からの難民申請は優先的に審査すると定めている点と、障害平等のた

²⁷ <https://www.planificacion.gob.ec/wp-content/uploads/downloads/2018/08/Agenda-Nacional-para-Discapacidades.pdf>（参照 2021-01-05）

²⁸ https://www.planificacion.gob.ec/wp-content/uploads/downloads/2017/10/PNBV-26-OCT-FINAL_0K.compressed1.pdf（参照 2021-01-05）

²⁹ イベロアメリカオンブズマン連盟（Federación Iberoamericana del Ombudsman）、子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ（Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children）。

めの国家アジェンダ 2017-2020 の中で、障害者に関する公共政策計画に世代間や移民に関するアプローチが含まれている点が評価されている。また、国家開発計画 2017-2021 において障害者に関する内容が横断的に考慮されており、「司法における障害者の権利のケアマニュアル」、「障害者の性と生殖の健康に関する総合ケアマニュアル」が策定された点が称賛されている。加えて、エクアドル全国身体障害者連盟（Federación Nacional de Ecuatorianos con Discapacidad Física）とともに実施した労働包摂の推進ならびに、障害者とその家族のためのアクセシブルツーリズム振興の取り組みも評価されている。

他方、推奨事項として政府報告への総括所見（2014）でも指摘された以下の点が挙げられた。なお、個別の分野に関する推奨事項については次項で述べる。

- ・ 法令改正の際には、CRPD の原則及び人権に基づいた障害者モデルを採用すること（特に、CRPD に沿った障害分類の基準を定め、医療モデルではなく、権利モデル及び障害者の自立といった基準を含める）

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス³⁰

エクアドルでは、「全国保健システム」（Sistema Nacional de Salud）と呼ばれる医療システムを構成する機関を通じて、障害者とその家族を含むすべての国民の健康権が保障されている。また、憲法第 47 条では、障害者は無料で医薬品の提供を受けられること、特に生涯にわたり治療を受けなければならない場合についての権利が認められている。

2017 年 8 月に開始された「地域の医師」（Médico del Barrio）と呼ばれる地域型保健の取り組みは、社会的弱者に優先的なケアを提供するための国の制度である。その目的は主に 3 つあり、①医療サービスを地域住民にとってより身近なものとする、優先的なケアが必要な住民が医療サービスへ公平にアクセスできるようにすること、②医療サービスのさまざまなケアレベルで、利用可能な資源を再構成し活用すること、③医療サービスに関する日常的な活動に地域住民が参加できる体制を構築することである。具体的には、地域住民への個別訪問を通じて、特別なケアを必要とする障害者や高齢者、ハイリスクな妊婦、深刻な栄養失調状態にある 5 歳以下の子ども、早期ケアを必要とする慢性疾患を抱える人、遺伝子的リスクのある人、自殺の恐れのある人の把握を行い、優先的なケアを提供できるように努めている。また、多文化型の地域保健や家族保健に関する統合的ケアモデルを推進している。

このように、地域での統合的ケアモデルの導入にあたっては、地域住民が医療サービスにアクセスするのではなく、医療サービス側が地域住民に近づくことで、障害者を含む地域住民の医療アクセスの障壁を取り除く工夫を施している。

保健省は、プライマリーケアを行う医療機関における住民の包摂を強化するために、インクルーシブ医療サービスの認証制度を提案している。現時点で、保健省所管の医療機関の

³⁰ 政府報告、定期報告を基に記載

37%に相当する 725 の医療機関がインクルーシブ医療サービスの認証を受けており、近い将来に全医療機関が取得することを目指している。また、障害者を対象とした医療ケアを保障するために、1,597 の医療機関を整備している。

保健省はまた、障害の早期発見及び代謝異常の管理による新生児突然死の防止のために、「新生児代謝スクリーニングプロジェクト」を実施している。例えば、知的障害あるいは突然死と関係性があると考えられている先天性副腎過形成症、甲状腺機能低下症、ガラクトース血症、フェニルケトン尿症の 4 種類の疾患に関する検査を実施している。検査で陽性となった子どもには無料で総合的治療が提供され、自宅に最も近いところにある医療センターにおいて継続的なフォローが受けられるようになっている。上述の検査に加えて保健省は、早期発見、治療のために以下のプログラムを提供している。

- ・ 聴覚の異常を検知するための、1 ヶ月検診時の耳音響放射検査
- ・ 就学前及び低学年の児童の聴覚障害に特化した早期発見・治療プログラム
- ・ 視力検査、眼底検査、屈折異常検査など、新生児、就学前児童の視覚障害の予防及び早期発見のためのスクリーニングプログラム
- ・ 0 歳～5 歳児の発達障害の検知及び早期の適切な介入、機能性（funcionalidad）と生活の質の改善を目的とした神経発達スクリーニングプログラム（神経発達に何らかの異常が見られた場合は専門リハビリテーション統合センターにて介入・フォローを受ける）。

このほか保健省は 2017-2021 年版全国セクシュアル・リプロダクティブヘルスケア計画を所轄しており、その中で、セクシュアル・リプロダクティブヘルスに係る包摂、平等、人権の尊重を促進している。こうした方針に沿って保健省は CONADIS と協力し、障害者のための統合的セクシュアル・リプロダクティブヘルスケアマニュアルを作成した。このマニュアルは、保健省の実務スタッフを対象としたものであり、社会包摂、ジェンダー差別や暴力、障害者のセクシュアル・リプロダクティブヘルスケアの権利の行使を保障することを目指している。

リハビリテーションに関しては、政府報告で次の取り組みが報告されている。2007 年から 2008 年にかけてエクアドル政府は CONADIS を通じて、全国 99 の市町村との協力の下、リハビリテーション基礎ユニットを導入した。同ユニットは地域密着型かつ無料のリハビリテーションサービスである。

また、国立子ども・家族機構（Instituto Nacional del Niño y la Familia）はアスアイ県、グアジャス県、マナビ県、ピチンチャ県に医療リハビリテーションセンターを有しており、以前は子どもと青少年にケアを提供していた。その後、2009 年以降は優先的なケアが必要な他の障害者にもサービスを拡大している。

このほか、経済社会包摂省と国立子ども・家族局が、視覚障害者研修・職業訓練センター（Centro de Formación y Capacitación Laboral para Ciegos）を通じて、視覚障害者（全盲者と弱視者）へのリハビリテーションサービスを提供しており、2009 年には 6,172 人がサービスを利用した。視覚障害者の統合と社会包摂を推進するため、基礎リハビリテーション、教育イ

インクルージョン、視覚障害の予防・意識啓発、地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」）プログラム、労働における再包摂などに関する事業も実施している。

定期報告への総括所見（2019）による医療分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 障害者に対する特定の医療ケアに関する手順を、横断的なジェンダーアプローチを含めて策定すること
- ・ 医療サービスを提供するすべての場所で、物理的環境、設備、情報通信のアクセシビリティを保障するための技術的資源を割り当て、対策を導入すること（点字や認証手話通訳者の配備など）
- ・ CRPD の枠組みにない障害の予防に関する活動を削除すること

② 教育³¹

教育省（Ministerio de Educación）は、2013 年に「通常学校あるいは特別支援学校における特別な教育ニーズのある生徒への対応に関する規則」（省令第 295 号）を策定し、特別支援学校または通常学校において、障害の有無に関わらず特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応するために、全国教育制度（Sistema Nacional de Educación）の調整を進めることとした。具体的には、特別な教育ニーズのある児童・生徒をはじめとする優先的対応が必要な子どもが全国教育制度へ包摂されるような教育的サービスを提供することになっている。主なサービスは以下のとおりである。

- ・ 特別な教育ニーズのある児童・生徒の包摂に向けた支援の地区ユニット（Unidades Distritales de Apoyo a la Inclusión。以下、「支援地区ユニット」いう。）による支援：支援地区ユニットは、臨床心理士 1 名、教育心理士 2 名、教育専門家 2 名によって構成されている。定期報告提出時点（2018）で全国に 140 の支援地区ユニットがあり、教育学、心理学、教育における包摂、暴力、差別等に関して、教育機関への指導と助言を行っている。また、聴覚障害のある児童・生徒へ対応強化のため、教育現場での手話通訳者の配備の充実が急がれている。
- ・ 障害などさまざまな理由から不就学となっている子どもへの支援地区ユニットによる個別訪問・追跡調査の実施：関係組織間で支援ネットワークを形成し、不就学の児童・生徒とその家族が教育、社会保障、医療等のサービスへアクセスできるようにする。これにより、2017 年には 1,318 名の就学が実現した。
- ・ 特別支援学校による支援：視覚、聴覚、身体、知的、自閉スペクトラム症、重複障害などの障害のある児童・生徒を対象とした特別支援教育機関を設けている。
- ・ インクルーシブ教育校による支援：インクルーシブ教育を行う通常学校（インクルーシブ教育校）が全国に 7,101 校設置されている。支援地区ユニットが行う教育心理学的評価に従って、さまざまな機能障害・程度のある児童・生徒たちが通学している。障害のある児童・生徒が通う学校では、カリキュラムの調整・適合化を行い、インクルーシブな手法を適用している。
- ・ インクルーシブ教育に関する教員への研修の実施：インクルーシブ教育と SDGs に関する研修が 250 名の教員に対して実施された。彼/

³¹ 政府報告、定期報告より収集・編集

彼女らが指導員となり、インクルーシブ教育を導入している各地の通常学校で、他の教員に対する研修を普及することが計画されている。

- ・ 院内学級・家庭学習プログラムによる支援：
2017 年時点で教育省と保健省は全国の国立病院に 52 の院内学級を導入済みであり、合計 110 人の障害児が通級している。

定期報告への総括所見（2019）による教育分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 障害基本法が特殊教育（Special education）モデルに基づいており、分離教育が 151 の教育施設で継続されているため、同法を早急に見直し、改定すること。
- ・ インクルーシブ教育の権利に関する総括所見（2014）及び SDGs の目標 4.5³²に基づき、すべての教育レベルで、すべての障害者のためのインクルーシブ教育を全体戦略として定めること。
- ・ 特別支援教育に充てられている予算を通常学校に振り替え、就学前から高等教育に至るまで個別支援を提供し、教員に適切な研修を行うこと。そして個別ニーズに応じた合理的配慮を行うとともに、個別の教材や支援、アクセシブルなコミュニケーション手法や情報技術を提供すること。

③ ジェンダーと障害³³

障害のある女性と女兒への複合的な差別への対応については、定期報告の中で次のように記されている。

国家平等審議会基本法によって設置された 5 つの国家平等審議会³⁴の一つとしてジェンダー平等審議会が設置されており、審議会のメンバーは政府機関代表 5 名と市民代表 5 名（女性 3 名、男性 1 名、LGBTI1 名）で構成されている。この女性 3 名の中に障害のある女性を含めている。

CONADIS は 2016 年にジェンダー平等審議会と協力し、国連女性機関（UN Women）の支援を得て、「女性に対する暴力廃止に向けた平等への一歩」と呼ばれるキャンペーンを実施した。これは、女性への尊厳とあらゆる形態の差別を解消する必要性を広く一般市民に周知することを目的としたものである。

また、CONADIS は 2018 年に、障害者の性と生殖に関する権利の履行の強化と、障害のある女性に対する暴力の防止を目的として、「障害者の性と生殖の権利及び暴力からの自由に関するガイド」を発表した。このガイドは国連人口基金（United Nations Population Fund）との協力の下で作成されたものであり、全国レベルの DPO 連盟の代表者をメンバーとする「自助グループ」を通じて全国に普及される予定となっている。

さらに CONADIS は 2016 年から 2017 年にかけて、障害者の参加促進のための研修を提供した。研修内容は、全国選挙評議会との連携による「障害者の政策参加に向けたリーダー

³² 「2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal4.html>（参照 2021-01-05）

³³ 定期報告より収集・編集

³⁴ 障害平等審議会のほか、ジェンダー平等審議会、国民と国籍の平等審議会、世代間平等審議会、人的移動の平等審議会

ーシップ研修」や、市民参加・社会管理評議会との連携による「障害者の市民参加のための養成研修」であり、約 1,100 名の障害のある女性ならびに障害者のいる家族の女性メンバーが参加した。

このほか 2017 年には、女性に対する暴力を予防・撲滅するための総合基本法案に障害者の意見を反映するための作業部会が実施され、543 名の障害者とその家族（うち 306 名が女性）が参加した。同法案は 2018 年 1 月に成立済みである³⁵。

定期報告への総括所見（2019）によるジェンダー分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 政府報告への総括所見（2014）でも指摘したとおり、SDGs の目標 10.2、10.3、16、16.b³⁶ を考慮に入れたうえで障害のある女性や女兒への差別を予防及び排除するよう、ジェンダーに焦点を当てた公共政策を実施すること。同様に、公共政策の設計、実施、フォローアップに女性障害者が有効な形で参加できるようにすること。

④ 訓練・雇用、就労支援³⁷

エクアドルでは、RND とエクアドル社会保険機構³⁸ (Instituto Ecuatoriano de Seguridad Social) が、双方のデータを組み合わせて障害者の就労率を把握している。このデータによれば、2018 年 2 月時点で、同社会保険機構の加入者のうち 65,804 名の障害者が就労しており、28,722 社で雇用されている。重度障害者に関しては、障害基本法の第 48 条で、「労働協力者」の権利が認められており、就労している障害者の 3.6%がこの権利を行使して就労している。

表 3 社会保険機構に加入する障害者の就労状況

被雇用中の障害者数		
セクター	障害者数	割合
民間	47,398	72,0 %
公的	16,058	24,4 %
労働協力者	2,348	3,6 %
合計	65,804	100 %

出所：エクアドル社会保険機構/RGND（2018 年 2 月）のデータ³⁹を基に調査チームが作成

³⁵ https://www.igualdad.gob.ec/wp-content/uploads/downloads/2018/05/ley_prevenir_y_erradicar_violencia_mujeres.pdf（参照 2021-01-21）

³⁶ 10.2「2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する」、10.3「差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する」、16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」、16.b「持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する」。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>（参照 2021-01-05）

³⁷ 定期報告より収集・編集

³⁸ 1998 年の国会で承認された、強制保険の運用責任を負う唯一の独立機関である。

<https://www.iess.gob.ec/es/web/guest/inst-quienes-somos>（参照 2021-01-21）

³⁹ 定期報告 p.27

2017年には労働省、CONADIS、エクアドル全国身体障害者連盟の間で三者協定が結ばれ、全国で、公的及び民間セクターでの障害者の社会労働包摂を進める協働事業が行われた。その一環として、2017年11月から2018年4月に全国で労働査察が実施された。全国23県で、国レベルの民間企業が査察を受けた結果、障害者の法定雇用率を遵守していないことが判明したため、罰則金徴収のための確認作業を行っているところである（2018年時点）。また、多数の県で、障害者が就労可能な職場についての情報が把握されたことから、この情報を活用する形で、労働総合サービス局（Servicio de Integración Laboral）が全国で就職フェアの実施を予定している。加えて、労働総合サービス局は労働市場、職業適性自己診断、研修、就労のための助言や支援に関する情報を継続的に提供している。

労働省は、就労先である企業や団体において、障害者の義務と権利についての助言や必要な対応を行うほか、障害者の雇用促進、持続性の担保に向けワークショップも開催し、障害者一人ひとりの特性に合う適切な形で対応することについて雇用主の意識啓発を行っている。

この他に、障害者の労働の権利を遂行するために実施された活動は以下のとおりである。

- ・ CONADISと民間企業関係者による障害者の労働包摂に向けた優良事例マニュアルの作成
- ・ 職場環境における差別の根絶に関する規則（省令第82号）
すべての人が同じ条件下で採用選考プロセスへアクセスできるようにする規則の確立を目的とし、また、就労環境における平等性と差別の禁止を保障する。
- ・ 職場介助者等の登録と管理を通じた障害者の労働包摂の保障に関する規則（省令第108号）

定期報告への総括所見（2019）による労働・雇用分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ CRPDとの整合性及びSDGsの目標8.5⁴⁰を考慮に入れたうえで、障害者に対する合理的配慮を行わないことは差別の一種であると、障害基本法の中で明示すること。
- ・ 公共セクターにおける法定雇用率を含む障害者の雇用推進対策を実施する一方、障害者雇用人数が少ない企業などへの罰則を法的措置として導入すること。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス⁴¹

エクアドル政府は、さまざまな社会調査を通じて、障害者、女性や子ども、高齢者の権利の尊重と保護の現状の把握を行っている。そして調査結果を、貧困の撲滅、社会保障の充実、適切な公営住宅など各種の戦略の策定に反映させることを目指している。調査の中でも障害に関する現状分析は、公共政策全般の持続性の担保や改善に向けた基礎となるものである。

障害者の社会的保護を担当する機関は経済社会包摂省であり、障害者へ2種類のサービ

⁴⁰ 「2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する」。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal8.html>（参照2021-01-5）

⁴¹ 定期報告より収集・編集

ス、すなわち、施設などでの屋内サービスと、利用者の自宅での在宅サービスを提供する責任機関となっている。屋内サービスでは、障害者向けデイケアセンターで週 5 日 8 時間/日、障害者の能力強化に係るサービスを提供している。他方、在宅サービスは家庭や地域でのケアや対応を指し、屋内サービスの利用が地理的に難しい遠隔地などに住む重度障害者を対象にしたサービスである。障害者の能力強化を目的としており、家族や介助者に、実践的かつ専門的な内容を簡易化して提供している。在宅サービスにはほかに「包括的受入れ照会センター」と呼ばれる施設でのサービスも含まれる。このセンターは、家族がいない、もしくは家族・親族に放棄され、危機的な状況にある障害者を緊急的、一時的あるいは永続的に受け入れ、24 時間 365 日ケアを提供する施設である。

経済社会包摂省は、障害者の生活の質の改善のために、以下の 2 つの給付金を付与している。

- ・ 障害年金
貧困もしくは極度の貧困状態にある、障害率 40%以上の人を対象。給付額は月額 50 米ドル⁴²。政府ウェブサイトによれば 11 万 8,670 人が受給している（いつの時点のデータであるか不明）。
- ・ ホアキン・ガジェゴス・ララ給付金
社会経済的に厳しい状況にあり、日常生活を送るうえで介助が必要な重度障害者の生活の質の改善を目的とした給付金。給付額は月額 240 米ドル⁴³。給付には、介助者の共同責任が条件となり、給付金を受給者である障害者のための医療、リハビリテーションサービス、物資購入、交通費などに使うことが義務付けられている。

都市開発・住居省（Ministerio de Desarrollo Urbano y Vivienda）の取り組みとしては、2018 年に「国家開発計画に基づく公営住宅と入居資格者に関する指針」（省令第 002 号）を策定し、これにより、他の公営住宅事業と同様に、アクセシビリティとユニバーサルデザインに関する技術的基準の遵守が義務付けられた。入居資格者は、二重の脆弱条件を有する人、家族に障害者が 1 人以上いる世帯、女性世帯主、貧困または極度の貧困世帯とされている。

定期報告への総括所見（2019）による社会サービス分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ CRPD 及び SDGs の目標 10.2 を考慮に入れて、障害者の社会保障のための国家プログラムを早急に策定し、障害者の生活の質の向上に向けた行動を強化すること。
- ・ 社会住宅金融へのアクセスの機会均等を保障し、また、住宅に適切なアクセシビリティを適用すること。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・ バリアフリー⁴⁴

障害者の物理的アクセシビリティについては、建造物のアクセシビリティに関する取り

⁴² 約 5,187 円（1 米ドル＝103.735 円。2021 年 1 月 JICA 統制レート）。エクアドルの通貨は米ドル。また、2021 年の最低労働賃金は 400 米ドルである。 <http://www.trabajo.gob.ec/el-salario-basico-unificado-sbu-para-el-2021-sera-de-usd-400/>（参照 2021-01-05）

⁴³ 約 24,896 円

⁴⁴ 定期報告より収集・編集

組みが進められている。建造物を設計・建築する際に、エクアドル標準化機構（Instituto Ecuatoriano de Normalización）の 26 の技術規定が導入されており、民間・公共セクターともに、すべての人がすべての建物にアクセスできるような建築設計を行うことが義務付けられている。

また、公共交通機関でのエレベーター導入に関する第 1 回ワークショップ実施のための準備が進められている。一部の都市においては、公共交通機関のアクセシビリティは急速に改善しているものの、国全体ではいまだ大きな改善の余地がある。そのため今後は、公共交通機関事業主や市民への意識啓発戦略に力を入れることが必要である。

このほか、エクアドル標準化機構の「障害者の物理的アクセシビリティに関する規則及び、ユニバーサルアクセシビリティに関する建築基準」では、公営住宅利用者の居住環境の質を保障することを目的に、一世帯向けあるいは多世帯向け公営住宅のユニバーサルアクセシビリティを定めている。

情報アクセシビリティに関しては、マスコミによって報道される情報への聴覚障害者のアクセスを保障するため、エクアドル職業能力開発機構（Servicio Ecuatoriano de Capacitación Profesional）が手話通訳者のための能力認証制度を設立し、定期報告提出時点までに 48 名が認証されている。

また、マスコミなど情報伝達メディアにおける、障害をはじめとしたあらゆる差別的発言を検査する調査リーダーを育成するため、情報通信規制開発審議会（Consejo de Regulación y Desarrollo de la Información y Comunicación）により、「平等調査官全国プログラム」（Programa Nacional de Agentas de Igualdad）が実施されている。同プログラムの活用による、メディア等における質の高い情報通信の推進を目指している。

なお、自身も身体障害者である現エクアドル大統領レニン・モレノ・ガルセスは、障害とアクセシビリティ担当国連事務総長特使を務め（2014-2016）、社会における障害者のプレゼンスを高めるアクセシビリティの仕組みを導入した。

定期報告への総括所見（2019）によるアクセシビリティ分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ SDGs の目標 11⁴⁵を考慮に入れ、DPO と連携して、長距離の交通機関を含む公共機関や施設などの環境面でのアクセシビリティに関する広範囲な統合計画や政策を制定すること。
- ・ 公共施設において、点字パンフレットやその他の代替策を用意し、情報や通信のアクセシビリティを保障すること。
- ・ 手話通訳者の登録制度を導入し、情報と公共サービスへのアクセシビリティを担保するため、利用可能人数などを把握するように努めること。

・ 防災⁴⁶

災害を含む緊急時に障害者の安全を確保するための措置に関する取り組みとして、以下

⁴⁵ 「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal11.html>（参照 2021-01-05）

⁴⁶ 定期報告より収集・編集

が報告されている。

エクアドルの国家開発計画や公共政策では、災害リスク管理アプローチが横断的テーマとして組み込まれている。「障害平等のための国家アジェンダ 2017-2020」では、災害時や危機的状況下にある障害者とその家族の安全を優先することを目的とした、「リスクの状況と人道的非常事態戦略」が定められている。そしてこの戦略を強化するために、災害リスクの低減策についての原案作成が行われており、今後、関連機関を対象とした研修の実施が予定されている。

エクアドル中心部にはトゥングラウア火山とコトパヒ火山があり、その継続的な噴火活動による非常事態に備えて、2015 年から包摂的災害リスク戦略の導入が進められてきた。初めに 192 名の障害者とその家族を対象に災害時対応に関する研修を行い、その後、包摂的管理戦略が 11 県で導入された。そうした活動が功を奏し、2016 年 4 月のエクアドル地震発生時には、障害者への対応に関する緊急時・人道的支援制度を通じて速やかな対応がなされた。

上記のほか、包摂という視点を組み込んだ災害リスク管理を市民へ普及するため、文化、スポーツ、学術的、環境に関するイベントが全国で 1,838 回実施された。

なお、JICA はユニバーサルデザインの放送受信機を開発・販売する株式会社アステムとともに民間連携事業「視聴覚障害者用 TV 放送補完システムの防災への活用に関する案件化調査」を 2018 年より実施した。これは緊急災害時に必要な情報を伝達する重要な手段であるテレビ放送に対して必要な字幕、手話、音声解説を付与する放送受信機の普及を図るものである。

定期報告への総括所見（2019）による防災分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ DPO を通じて、障害者に関する防災計画の実施及び予算確保を至急行うこと。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府 ⁴⁷	【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】 ・ 社会的弱者のための職業訓練強化プロジェクト（2008-2011） 【技術協力プロジェクト：障害主流化を組み込んだ取り組み】 ・ 地震と津波に強い街づくりプロジェクト（2017-2021） 【草の根人間の安全保障無償資金協力（在エクアドル日本国大使館）】 ・ パスタサ県総合治療センター理学療法機材整備計画（2020） ・ マルカベリ市リハビリテーションセンター建設及び車両整備計画（2019） ・ ペドロ・モンカヨ市リハビリテーションセンター理学療法機材整備計画（2017） ・ サン・ビセンテ・デ・パウル・イバラ病院理学療法機材整備計画（2017） ・ アタワルパ市障害者リハビリテーションセンター水治療室及び車輛整備計画（2014）
--------------------	--

⁴⁷ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、外務省国別約束情報年度別交換公文（E/N）データ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html>（参照 2021-01-05）を基に記載

	【民間連携】 ・ 視聴覚障害者用 TV 放送補完システムの防災への活用に関する案件化調査
他ドナー ⁴⁸	【二国間援助機関】 1) 米州開発銀行（Banco Interamericano de Desarrollo） エクアドルの障害者の包摂的開発プログラム 2) 米国国際開発庁 障害のあるエクアドル人のための包摂強化プログラム 3) スペイン国際開発協力庁 エクアドルの障害者の就労包摂サービスプログラム

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発（CBR/CBID）の状況

政府報告によると、エクアドル政府は、身体、知的、精神、視覚、聴覚、言語等の障害を1つ以上有する0歳～17歳の子どもと青少年のコミュニティへの包摂を実現するために、CBR モダリティを活用している。

CBR モダリティの目標として以下の3つが設定されている。

- ・ 障害者があらゆる面でコミュニティに包摂され、障害者の健康、娯楽、教育、労働の基本的権利が認識されること
- ・ 障害者が身体的、精神的能力を最大限に発揮し、さまざまなサービスや機会へアクセスでき、コミュニティや社会の中で積極的な協力者となること
- ・ 障害者の参加を妨げる障壁を排除するなどのコミュニティの変革を通じて、障害者の権利の保障と促進をコミュニティに促すこと

また、CBR モダリティは以下の3つの要素で構成されている。

- ・ 障害予防のための奨学金の交付（障害のリハビリテーションのプロセスにおける青少年の統合の促進）
- ・ コミュニティファシリテーターやコミュニティの母親らによる家庭訪問を通じた、青少年の家庭におけるリハビリテーションの実施
- ・ 直接的、間接的な受益者である家族への障害予防のための啓発プロセス

視覚障害者のリハビリテーションに特化した視覚障害者研修・職業訓練センターでは、視覚障害を改善するための無料の研修を提供する CBR プログラムを実施している。

国立子ども・家族機構も、6つの県（ロハ、スクンビオス、オレリャーナ、ナポ、エスメラルダス、マナビ）で CBR を実施している。必要なケアを受けていない障害のある子どもや青少年、また、生活の質の改善を望む障害者とその家族が対象となっている。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況⁴⁹

エクアドル政府は 2016 年 6 月 29 日にマラケシュ条約を批准した。定期報告によると、

⁴⁸ 政府報告より収集・編集

⁴⁹ 定期報告を基に記載

その後 2017 年 12 月政令第 258 号により、知的所有権局（Servicio Nacional de Derechos Intelectuales）が、調整及び実施の権限を与えられた機関として定められた。CONADIS、教育省、エクアドル視覚障害者全国連盟（Federación Nacional de Ciegos del Ecuador）が作業部会を実施し、国内の教育制度で使われている教材に視覚障害のある児童・生徒がアクセスできるような活動の計画を担っている。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

エクアドルにおける 2021 年 1 月 19 日時点の新型コロナウイルス感染者総数は 232,568 人、死亡者数は 14,382 人である⁵⁰。営業規制、交通規制等については、各地域、市町村ごとに異なる対策・措置がとられている。出入国は可能だが、PCR 検査⁵¹陰性証明の提示や任意の抗原検査実施などの入国規制が行われている。また、2021 年 1 月 20 日時点で、教育機関の閉鎖と在宅要請が一部の地域で継続している⁵²。

上記のほか、エクアドル政府は以下のような対策・措置を行っている。

- ・ 公的・私的機関に対する 2 メートルの社会的距離の確保
- ・ ショッピングモール、広場、ギャラリー、マーケット等の入場制限の徹底
- ・ レストラン、イベント施設の収容人数制限の厳守
- ・ 外出時のマスクの着用義務
- ・ 他者との間隔保持（2 メートルの社会的距離）
- ・ 60 歳以上と脆弱なグループに対する細心の注意と配慮
- ・ 学校・教育機関の対面授業の禁止（一部例外あり）、インターネットや自宅での学習の実施。
- ・ 公的イベントの禁止

本調査では、オンラインでアンケート・インタビュー調査を実施し、エクアドルの聴覚障害者団体⁵³から回答を得て、以下のとおりコロナ禍が障害者にもたらした影響を取りまとめた。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

障害者であることによる特別な配慮はなされていない。これ以外の情報については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

医療従事者や介助者から障害者への感染を防ぐための必要な処置は採られておらず、日常的に必要なサービスや支援へのアクセスは必ずしも確保されているとはいえない。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

オンライン教育が行われた際、障害のある児童・生徒も包摂した形で実施されたが、学習

⁵⁰ 外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=105608>（参照 2021-01-20）

⁵¹ ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction）

⁵² <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/ecuador/>（参照 2021-01-20）

⁵³ エクアドル聴覚障害者全国連盟

の遅れ、経済的困窮等の影響が確認されている。また、オンライン教育において聴覚障害のある児童・生徒のための手話通訳の不足が課題となっている。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

仕事や行政手続き等がオンラインで可能となったことで、これまで移動が困難であることにより被っていた不利益が一部改善された。これ以外の情報については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

障害者の就労に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

感染状況、感染予防策、政府や行政による支援などに関する情報へのアクセスは必ずしも確保されていない。テレビのニュース等での手話通訳サービスがなくなったため、情報へのアクセスが困難となっている。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
エクアドル身体障害者全国連盟 Federación Nacional de Ecuatorianos con Discapacidad Física ⁵⁴ (FENEDIF)	社会において障害者の権利の行使を実現するために、障害分野における公共政策を推進し、積極的な是正措置を実施することを使命としている。また、障害者アプローチを主流化するために CONADIS と組織間協力協定を締結している。障害者の社会包摂を促進するための研修や意識啓発のためのコースを官民に提供するオンライン教育プラットフォーム「FENEDIF VIRTUAL」を有する。
エクアドル視覚障害者全国連盟 Federación Nacional De Ciegos Del Ecuador ⁵⁵ (FENCE)	1985 年設立の視覚障害者に貢献する非営利法人で、43 団体が加盟している。全国の社会的弱者の生活の質の向上に取り組む加盟団体、プロジェクト、プログラムを通じて、視覚障害者の発展と社会的、文化的、教育的、経済的な包摂を促進することを目的としている。
エクアドル聴覚障害者全国連盟 Federación Nacional de Personas Sordos de Ecuador ⁵⁶ (FENASEC)	1986 年設立。CONADIS に非政府組織として登録されており、世界ろう連盟に加盟している。聴覚障害者団体の発展、聴覚障害者の権利の周知、聴覚障害者を保護する国内法や国際法の遵守を目指す。特に、エクアドル手話「LSEC」(Lengua de Señas Ecuatoriana) の利用者として、文化的・言語的アイデンティティの共同体であると社会に認識されることを目的としている。
エクアドル知的障害者ケア促進連盟 Federación Ecuatoriana Pro Atención a la Persona con Discapacidad Intelectual ⁵⁷ (FEPAPDEM)	1987 年設立の知的障害者の保護者による団体で、知的障害者とその家族の生活の質の向上を推進する。より公正で包括的な社会の構築に向けて公共政策に影響を与えている。

⁵⁴ <http://www.fenedifvirtual.org/> (参照 2021-01-19)

⁵⁵ <http://fencecuador.org/> (参照 2021-01-19)

⁵⁶ <https://fenasec.ec/> (参照 2021-01-19)

⁵⁷ <https://www.fepapdem.org/> (参照 2021-01-19)

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
イベロアメリカオンプズ マン連盟 Federación Iberoamericana del Ombudsman ⁵⁸	1995年にコロンビアのカルタヘナ市で設立され、中南米22カ国の国、地域、州の国民擁護官、弁護士、人権委員長等の約100名で構成される連盟。連盟構成員間の協力、経験の今日中、連盟の普及と強化を行う。憲法で保障された基本的人権を守り、各国政府の行政上の義務の履行と国民への公的サービスの提供を監視する。障害に関しては、各国のCRPDの履行や障害者政策の実施状況に関して、調査・意見を行っている。
子どもに対するあらゆる 体罰を終わらせるグロー バル・イニシアチブ Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children ⁵⁹	あらゆる国における体罰の禁止と根絶を目指し活動する国際非政府組織。体罰禁止に関する最新の情報を包括的に収集・提供し、子どもの権利条約に沿った法改正のための技術支援も行っている。エクアドル政府は、2012年と2017年の定期審査による勧告内容を受け入れ、子どものすべての体罰を禁止することに のエクアドルの普遍的定期審査中に行われた勧告を明確に受け入れることにより、子どもに対するすべての体罰を禁止することへのコミットメントを表明した。
障害者非政府組織連盟 Federación Nacional De Organismos No Gubernamentales Para La Discapacidad ⁶⁰ (FENODIS)	DPOもしくは支援団体が集まった非営利・非政府組織で、研修、助言、情報の提供による加盟団体の強化や、持続可能性の確立、地位向上を目指す。
児童・青少年の個別指導 財団 Fundación de Enseñanza Individualizada para Niños- Niñas y Adolescentes ⁶¹	知的障害のある子どもに個別ケアを提供する非営利団体。初等教育、基礎教育、職業訓練を提供し、社会的な労働包摂を目的とする。特別支援教育に対する社会の見方を変えるべく、社会への積極的な包摂ができるよう、障害のある子どもの能力・技術の強化を推進する。

⁵⁸ http://www.portalfio.org/acerca_de_fio/ (参照 2021-01-19)

⁵⁹ <https://endcorporalpunishment.org/reports-on-every-state-and-territory/ecuador/> (参照 2021-01-19)

⁶⁰ <http://www.fenodis.com/> (参照 2021-01-19)

⁶¹ <http://www.eina.org.ec/> (参照 2021-01-19)

トライアングル財団 Fundación El Triángulo⁶²	トライアングル財団は知的障害者の教育、職業訓練、就労インクルージョンの機会提供に努めている。家族や社会を巻き込み、体系的で統合的なスキームのもと、ダウン症、知的障害のある人の適応能力を評価し、自立できるようにライフサイクル全般をカバーする。
ミス・キト財団 Fundación Reina de Quito⁶³	首都キトで開催されているミス・コンテストの元ミスたちを集め、社会活動を推進する非営利団体。ダウン症の子どもや若者の早期ケア、学校でのインクルージョンなど、社会的関心の高い課題に取り組み、地域を超えてインパクトを与えることに重点を置いている。
緑と人生財団 Fundación Verdad Y Vida⁶⁴ (AVA)	人が人間的、知的、感情的、精神的な潜在能力を最大限に発揮できるように支援し、生活と家族の回復を目指す。愛と誠実さに基づいた価値観と理念を持った人を社会に送り出すことを目的としている。障害のある子どもの母親たちに心情的・精神的な支援を与えることに焦点を当てたプロジェクト「スペシャル・マザーズ」の旗振役である。

⁶² <http://www.fundacioneltriangulo.org/> (参照 2021-01-19)

⁶³ <https://www.fundacionreinadequito.org/> (参照 2021-01-19)

⁶⁴ <http://www.avafundacion.org/> (参照 2021-01-19)

4. 参考資料

Asamblea Nacional de República del Ecuador (2008) *Constitución de la República del Ecuador 2008*

CONADIS (2017) *Agenda Nacional para la Igualdad de Discapacidades 2017-2021*

Consejo Nacional de Planificación de República del Ecuador (2017) *Plan Nacional de Desarrollo 2017-2022*

Ministerio de Salud Pública (2018) *Calificación de la Discapacidad, Manual 2018*

UN (2011) CRPD *Informes iniciales que los Estados partes debían presentar en 2008*

UN (2014) CRPD *Observaciones finales sobre el informe inicial del Ecuador*

UN (2018) CRPD *Informes periódicos segundo y tercero combinados que el Ecuador debía presentar en 2018 en virtud del artículo 35 de la Convención*

UN (2019) CRPD *Observaciones finales sobre los informes periódicos segundo y tercero combinados del Ecuador*

JICA (2017) 『「障害と開発」への取り組み』

内閣府 (2012) 『障害者白書』